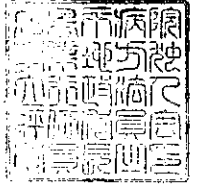


令和5年1月24日

広島市長 松井 一 實 様

広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会
委員長 秋山 實 利



意 見 書

地方独立行政法人広島市立病院機構の不要財産の納付に係る認可について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第42条の2第5項の規定に基づく広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第42条の2第1項に規定する不要財産の納付に係る認可については、適当である。